

## 令和4年度（2022年度）利益相反マネジメントの実施結果について

令和4年度11月に制定された国立大学法人一橋大学利益相反マネジメントポリシー及び国立大学法人一橋大学利益相反マネジメント規則に基づき、一橋大学利益相反マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）において、令和4年度の個人及び組織の利益相反マネジメントを実施しました。

### 1 個人の利益相反マネジメントの実施結果について

- ・教職員等個人を対象に「利益相反自己申告書」の提出を求めた。
- ・1次申告にて本学と利害関係先企業との産学官連携活動実績等があると回答した者には2次申告を求めた。
- ・2次申告の結果を委員会にて審査し、必要に応じてヒアリングを実施。
- ・ヒアリング等の結果は委員会にて審査し、必要に応じて改善勧告等を実施。
- ・1次申告の未提出者については、随時提出を求めていく予定。

#### (1) 自己申告結果

対象 : 専任教員 (343名)  
申告実績 : 99.1%  
2次申告 : 30名 (全申告者の8.8%)  
ヒアリング : 対象者1名  
改善勧告等 : 対象者なし

#### (2) 審査結果

自己申告書及びヒアリングの結果を審査した結果、本学として改善勧告等が必要と考える対象者はいないと判断しました。

### 2 組織の利益相反マネジメントの実施結果について

委員会にて決定した組織の利益相反ガイドラインに則して確認を行った結果、本学として改善・勧告等が必要と考える利益相反はないと判断しました。

令和5年（2023年）7月28日

国立大学法人一橋大学利益相反マネジメント委員会

委員長 大月 康弘